④　武力攻撃原子力災害への対応措置の実施機能の確保

(ｱ)　緊急事態応急対策等拠点施設の整備

・武力攻撃原子力災害に備え、あらかじめ緊急事態応急対策等拠点施設及びその代替施設を指定し、原子力事業所の立地地域における拠点とするとともに、平常時から訓練等に活用する。

・緊急事態応急対策等拠点施設においては、非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム等の非常用通信機器、緊急時対策支援システム（原子力施設から常時伝送されるプラントパラメータ情報を受け、原子力施設の状況を把握するためのシステムをいう。以下「ＥＲＳＳ」という。）等の応急対策の実施に必要となる資料等を整備、維持及び管理する。

(ｲ)　現地派遣体制の整備

副大臣、大臣官房審議官等を武力攻撃現地対策本部に速やかに派遣できるよう、緊急輸送関係省庁と派遣要領についてあらかじめ定めておくこととする。

⑶　武力攻撃原子力災害への備え

①　原子力防災訓練の実施

・政策統括官（原子力防災担当）は、指定行政機関、地方公共団体、原子力事業者等が行う訓練に対して、必要に応じて人員の派遣等の支援を行うものとする。

・政策統括官（原子力防災担当）は、これらの実動訓練のほか、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練を実施し、現場における判断力及び緊急対処能力の向上を図る。

②　平素における国民等への情報提供

政策統括官（原子力防災担当）は、原子力規制委員会と協力し、武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、原子力事業所周辺の住民に対して緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、国、都道府県及び市町村の指示に従って秩序ある行動をとれるよう、平素から、周辺住民等に対して次に掲げる事項に関する情報の提供を行うものとする。

・放射性物質及び放射線の特性

・原子力事業所の概要

・原子力災害の内容とその特殊性

・武力攻撃原子力災害発生時における防災対策の内容

⑷　武力攻撃原子力災害への対応措置

①　応急対策

(ｱ)　現地への職員の派遣等

・政策統括官（原子力防災担当）は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある原子力事業所（以下「被災原子力事業所」という。）における武力攻撃災害の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、原則として、副大臣及び大臣官房審議官を緊急事態応急対策等拠点施設に派遣する。

・政策統括官（原子力防災担当）は、国民保護法第29条第３項の規定による都道府県対策本部長の要請に基づき、適任と認める職員及び必要に応じあらかじめ選定した専門家を緊急事態応急対策等拠点施設に派遣する。なお、派遣に当たっては、必要に応じ、防衛省、警察庁、海上保安庁等関係省庁に輸送支援を要請する。

(ｲ)　退避・避難、救急医療等応急対策

・武力攻撃原子力災害対策本部は、必要に応じ、武力攻撃事態等対策本部に対し、避難のための立退き、屋内退避の勧告、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染、飲食物の摂取制限その他の緊急事態応急対策に関する事項の実施に係る提案を行う。

・武力攻撃原子力災害対策本部は、実施した緊急事態応急対策の実施状況について、適宜、武力攻撃事態等対策本部長に報告する。また、必要に応じ、地方公共団体等関係機関に連絡するものとする。

(ｳ)　武力攻撃事態等における情報提供

・武力攻撃原子力災害対策本部は、武力攻撃事態等において、原子力事業所の周辺住民等に正確な情報提供を迅速にわかりやすい内容で行うことができるよう体制の整備に努めるものとする。なお、これらの情報の伝達に当たっては、高齢者等の災害弱者及び一時滞在者に十分配慮した対応を行うものとする。

・また、武力攻撃事態等において、武力攻撃原子力災害の発生している現地では様々な情報が錯綜することが予想されるため、武力攻撃現地対策本部において情報の集約・整理を行い、周辺住民、報道関係者等に対する的確な情報の提供に努めるものとする。

②　復旧対策

・武力攻撃原子力災害対策本部は、武力攻撃原子力災害が生じたときは、被災原子力事業所の状態の把握や応急対策の実施に努めるほか、事態の収束に向けて、汚染物質対策等の復旧対策が講じられるよう努めるものとする。

・また、避難措置の指示が解除されたときは、関係省庁と連携の下、被災原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるために必要な体制の整備、風評被害等の影響を軽減するための広報活動の展開等の災害復旧対策を講じるものとする。

・さらに、被災事業者への支援、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保等の復旧対策を講ずるものとする。

第３章３を次のように改める。

３　緊急対処保護措置の実施等

○　緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、武力攻撃原子力災害に対する措置を含め、第１章及び第２章の定めに準じて適宜行うことにする。この場合、緊急対処事態において、国民保護法第183条において準用する同法第45条第１項の規定により緊急対処事態対策本部長から警報の通知を受けたときは、本府緊急対処事態対策本部及び沖縄総合事務局緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定公共機関その他の関係機関及び所管施設等に通知及び伝達するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

金融庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく金融庁の国民の保護に関する計画（金融庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成27年４月１日　　金融庁長官　細溝　清史

金融庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第２条第２項第２号中「第１条」を「第２条」に改める。

第13条第２項中「保険会社」の次に「及び少額短期保険業者」を加え、「生命保険金又は損害保険金」を「保険金」に、「生命保険料又は損害保険料」を「保険料」に、「講ずることを」を「適切に講じるよう」に改める。

別紙１中「本部員　　総務企画局長」を「本部員　　金融国際審議官
総務企画局長」に改め、「国際政策統括官」を削る。

別紙２別添中「本部員　　総務企画局長」を「本部員　　金融国際審議官
総務企画局長」に改め、「国際政策統括官」を削る。